

「グループホーム神田園」
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業運営規程

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人まごころ会が開設する(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定め事業所の従業員が要介護(要支援)の状態にある認知症高齢者(以下「利用者」という)に対し、(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供することを目的とする。

なお、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び支援、機能訓練を行なうことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

第2条 (運営の方針)

認知症になり要介護(要支援)状態となっても人間として尊厳をもって最後まで生活して頂く事を目的に、共同生活を営むためのサービスを提供する。身体拘束ゼロを目指す。

第3条 (事業所の名称)

事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- ① 事業者 社会福祉法人まごころ会
- ② 名称 グループホーム神田園
- ③ 所在地 神奈川県横浜市旭区西川島町68番地11

第4条 (職員の職種、人員及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種、人数および職務内容は、次のとおりとする。

ユニット名	1階あさがお		2階ばら	
管理者	1名(常勤兼務)			
計画作成担当者	1名(常勤兼務)		1名(常勤兼務)	
常勤介護職 専従/兼務	3名	1名	1名	1名
非常勤介護職 専従/兼務	6名	0名	7名	0名

第5条（事業所の定員）

ユニット名	定員
1階 あさがお	9名
2階 ばら	9名

第6条（（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容）

認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 家庭的な環境のもとで入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び支援、機能訓練
- ② 利用者の健康管理および医療を必要と認めた場合の適切、迅速な措置。
- ③ 利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるように配慮する。
- ④ 生活が漫然かつ画一的なものにならないよう配慮する。
- ⑤ 利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるよう配慮する。
- ⑥ 利用者またはその家族に対してサービスの提供方法などについて、親切丁寧に理解しやすいように説明する。
- ⑦ 利用者の生命または身体を保護するため、緊急止むをえない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- ⑧ 利用者の自立の支援と日常生活の充実および趣味にちじた活動の支援を行う。
- ⑨ 利用者の食事その他の家事などは、原則として利用者と介護従事者が共同で行うように努める。

第7条（利用料金等）

1 （介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、地域密着型介護（介護予防サービス）費用基準額を控除した額とする。詳細は料金表のとおりとする。

2 次に掲げる項目は、別に利用料の支払いを受けるものとする。

- ① 家賃（月額） 23,670円
家賃の内訳は居室、共有部分の賃料です。
- ② 食材料費（日額） 1,370円
食費の内訳は概ね以下のとおりです。食材、調味料、外食、出前、おやつ、お茶、コーヒーなど。ただし個人専用の特別食のご利用を希望される場合は、別途個人負担となります。

- ③ 水光熱費（月額） 20,000円
- ④ 共益費（月額） 20,000円
- ⑤ 前項に掲げるものの他、日常生活において通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものは別途徴収する。

項目	費用	項目	費用
排泄補助用品	実費	新聞購読料	実費
日用品費	実費	居室持込電化費	1品100円/月
理美容代	実費	特別食	実費
雑誌購読料	実費	介護ベッド	1000円/月

3 利用者は、入居契約時に敷金として120,000円を支払うものとする。契約終了時に居室の原状回復及び延滞料金等がある場合に清算し、残金は利用者に返還する。

なお、希望がある場合には分割（3回）で納入することができる。

4 入居・退去の当月分の家賃・水光熱費・食費は日割り計算とする。

第8条（入居に当たっての留意事項）

- ① 入居に際して、要介護（要支援）認定状況と主治医の診断書（感染症・伝染病の有無記載）及び医師の認知症診断書を提出する。
- ② 入居当日はご家族に宿泊をお願いする場合がある。
- ③ 申込書に重大な瑕疵または共同生活不能に陥った場合は、契約を解除することができる。
- ④ 契約解除の際は、利用者および家族の希望を踏まえたうえで、退去後の生活環境、介護の継続性に配慮し、必要な援助を行う。
- ⑤ 事業者の設備、備品などの使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は賠償するものとする。
- ⑥ その他サービスの利用に関する事項については、契約書および重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

第9条（非常災害対策）

管理者が防火管理者となり、消防計画を作成し火災・地震などの災害対策の指揮をとる。また年に2回以上の定期的な避難・消火、救出訓練等を行う。

従業員は、災害等の非常事態の時はお客様の避難等の措置を講じる。

(虐待の防止)

第10条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、認知症対応型共同生活介護等の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は事業所が定めた協力（歯科）医療機関に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者及び利用者家族に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。

- 2 事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(身体的拘束等の適正化に向けた取組み)

第13条 事業所は、認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
- 3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得

- ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- 4 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。
 - 5 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護事業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（その他運営に関する重要事項）

第14条 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年10回（オンライン研修）
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人まごころ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規程は平成16年3月1日より施行する。

平成28年 3月 1日より改正する。

令和 3年 4月 1日より改正する。